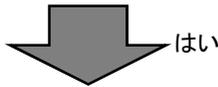
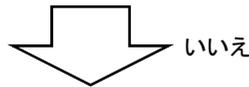
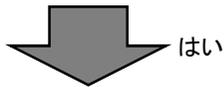


# 大分県の更新研修フローチャート(1回目の資格更新者対象)

平成29年中(平成29年1月1日～12月31日)に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える。



居宅介護支援事業所等において、介護支援専門員として実務に従事した経験がある。 ※注1



## 実務経験者向け 更新研修(88時間\*)

\*平成27年度までは、53時間

- ◇受講研修 : 更新研修課程Ⅰ(56時間\*)  
\*平成27年度までは、33時間  
&  
更新研修課程Ⅱ(32時間\*)  
\*平成27年度までは、20時間
- ◇予定時期 : 平成28年6月～11月
- ◇その他 : 専門研修課程を受講している場合は受講した課程は免除となります。  
※注2～4

## 実務未経験者向け 更新研修(44時間\*)

\*平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験合格発表の日以降は、54時間

- ◇受講研修 : 実務未経験者向け更新研修(44時間\*)  
\*平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験合格発表の日以降は、54時間
- ◇予定時期 : 平成28年10月～12月
- ◇その他 : 実務研修及び再研修と同科目\*となります。  
※注4  
\*平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験合格発表の日以降は、一部同科目となります。

更新申請手続き後(有効期間満了日の1年前から受付)、更新完了

### 【フローチャート補足】

※注1・・・  
介護支援専門員として実務に従事するとは、「居宅介護支援事業所」のほかに「特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)」、「グループホーム」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」、「地域包括支援センター」、「介護保険施設」等でケアプラン作成の業務をすることを指します。  
(実務従事期間は問いません)

※注2・・・  
専門研修課程Ⅰの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6ヶ月以上の者」と原則定められています。

※注3・・・  
専門研修課程Ⅱの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者」と原則定められています。

※注4・・・  
更新研修課程Ⅰ、更新研修課程Ⅱ、実務未経験者向け更新研修の受講対象者は、「介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者」と原則定められています。

### 【その他】

(1)更新研修を受けずに介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、再研修を修了することにより再度、証の交付を受けることができます。

(2)他都道府県登録の方は、大分県で更新のための研修は原則受けられません。登録している都道府県に確認してください。

(3)左記は一例です。複雑な制度のため、必ずしも当てはまらない場合があります。また、研修受講の判断は、介護支援専門員証の有効期間と研修時期等をよく考慮してください。

現時点で、更新研修を受講することはできません

# 大分県の更新研修フローチャート(2回目の資格更新者対象)

平成29年中(平成29年1月1日～12月31日)に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える。

はい

いいえ

介護支援専門員証の有効期間満了日より前5年間に、居宅介護支援事業所等において、介護支援専門員として実務に従事した経験がある。※注1

はい

いいえ

前回の更新時に、専門研修または実務経験者向け更新研修(33時間+20時間)を修了し更新をした。…①へ

前回は、実務未経験者向け更新研修(44時間)を修了し更新をした。…②へ

再研修を受講して介護支援専門員証の交付を受けた。…②へ

**\*主任介護支援専門員更新研修を修了した場合は、更新研修の受講は免除となります。**  
主任介護支援専門員の方で、主任介護支援専門員の更新を希望する場合は、主任介護支援専門員更新研修を受講して、介護支援専門員証を更新してください。

①

②

## 実務経験者向け更新研修(32時間\*)

\*平成27年度までは、20時間

◇受講研修：更新研修課程Ⅱ(32時間\*)  
\*平成27年度までは、20時間

◇予定時期：9月～11月

◇その他：専門研修課程を受講している場合は受講した課程は免除となります。  
※注2～4

## 実務経験者向け更新研修(88時間\*)

\*平成27年度までは、53時間

◇受講研修：更新研修課程Ⅰ(56時間\*)  
\*平成27年度までは、33時間  
+  
更新研修課程Ⅱ(32時間\*)  
\*平成27年度までは、20時間

◇予定時期：6月～11月  
◇その他：専門研修課程を受講している場合は受講した課程は免除となります。  
※注2～4

## 実務未経験者向け更新研修(44時間\*)

\*平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験合格発表の日以降は、54時間

◇受講研修：実務未経験者向け更新研修(44時間\*)  
\*平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験合格発表の日以降は、54時間

◇予定時期：10月～12月  
◇その他：実務研修及び再研修と同科目\*となります。

※注4

\*平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験合格発表の日以降は、一部同科目となります。

更新申請手続き後(有効期間満了日の1年前から受付)、更新完了

(参考) 大分県庁ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/144/kaigosien-senmonin2.html>

### 【フローチャート補足】

※注1…

介護支援専門員として実務に従事するとは、「居宅介護支援事業所」のほか「特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)」、「グループホーム」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」、「地域包括支援センター」、「介護保険施設」等でケアプラン作成の業務をすることを指します。  
(実務従事期間は問いません)

※注2…

専門研修課程Ⅰの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6ヶ月以上の者」と原則定められています。

※注3…

専門研修課程Ⅱの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者」と原則定められています。

※注4…

更新研修課程Ⅰ、更新研修課程Ⅱ、実務未経験者向け更新研修の受講対象者は、「介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者」と原則定められています。

### 【その他】

(1)更新研修を受けずに介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、再研修を修了することにより再度、証の交付を受けることができます。

(2)他都道府県登録の方は、大分県で更新のための研修は原則受けられません。登録している都道府県に確認してください。

(3)左記は一例です。複雑な制度のため、必ずしも当てはまらない場合があります。また、研修受講の判断は、介護支援専門員証の有効期間と研修時期等をよく考慮してください。

現時点で、更新  
研修を受講する  
ことはできません